

船橋都市計画の決定・変更に係る説明会 (海老川上流地区)

次 第

1. 開会
2. 出席者の紹介
3. 主催者挨拶
4. 船橋都市計画の決定・変更に係る説明
5. 質疑応答
6. 閉会

感染防止のため参加者が実施すべき事項のチェックリスト

船橋市都市計画課

【参加者が遵守すべき事項】

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
 - ・ 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
 - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
 - ・ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

- マスクを持参すること（受付時や会話をする際には、マスクを着用すること）

- 移動時の感染予防策として、会場への移動時、公共交通機関を利用の際は、口元、鼻を含む顔面へ手を向ける前に消毒もしくは手洗い（石鹸・ハンドソープ（30 秒以上））をすること

- 会場での感染予防策
 - ・ 会場の入口等に設置されている消毒液を使用すること
 - ・ 受付時に検温を行うこと
 - ・ 手洗い場所・洗面所（トイレ）で石鹸・ハンドソープを使用すること
 - ・ 自身のハンカチまたはタオルを持参すること
 - ・ 必要な用具は可能な限り共用を回避するように努め、共用せざるを得ない用具については、こまめに消毒を行う
 - ・ 握手などの身体的接触を避け、タオルや飲料（ペットボトル・コップ等含む）は自分専用のものを使用し、共用は避けること
 - ・ 発言する場合は、対人距離に注意する（マスク着用）
 - ・ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

- 説明会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（主催者は新型コロナウイルス感染症の所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

- 説明会前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

- 飲食や喫煙時については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない

- ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること